

◇住居確保給付金の再支給について

※新型コロナウイルス感染症の特例措置

一度住居確保給付金を受給された方は、解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）以外の理由では再支給ができませんでした。**新型コロナウイルスの特例措置として、令和3年2月から解雇以外の離職・休業等に伴う収入減少の場合でも再支給が可能となりました。また、6月分からは職業訓練受講給付金との併給も可能となります。**ただし、特例措置にかかる**申請受付期限は令和3年9月30日まで**となります。

<再支給の対象者>

①平成27年4月1日以降に住居確保給付金を受給し、支給がすでに終了した方

②住居確保給付金の支給要件すべてを満たす方

※支給要件については、制度案内を参照

※生活保護を受給されている方は対象にはなりません。

<支給期間>

(1) 解雇以外の離職・休業等に伴う収入減少の場合

支給期間：**3ヶ月のみ**

(2) 解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）の場合

支給期間：**最長9ヶ月**

(令和3年3月31日までに申請された方は最長12ヶ月まで延長することが可能です。)

※なお、解雇の事実を確認するために、解雇通知や離職した就労先の雇用契約書の提出、就労先への問い合わせが必要となる場合があります。

<住居確保給付金の受給中に必要な求職活動等>

(1) 離職・廃業状態で申請される方

①申請時（延長、再延長の手続き含む）にハローワークへの求職申込

②月に1回以上の自立支援機関との面談等

③月に2回以上ハローワークにおける職業相談

④週に1回以上の求人先への応募・面接の実施

(2) 休業等の状態で申請される方

①月に1回以上の自立支援機関との面談等

②申請、延長、再延長のタイミングで休業の状況について自立相談支援機関に報告